

## テレワーク導入推進事業費補助金費補助金 Q & A②

### 【補助対象経費について】

#### 〈目次〉

#### 補助対象経費について

- Q1. どのような機器が対象となるか。……………1
- Q2. プリンターの購入も対象となるか。……………1
- Q3. 本社と支社との間でのテレビ会議システムの構築のための経費は、助成対象となるか。なお、支社はサテライトオフィスとして活用しているものではない。また、取引先とのウェブ会議に要する費用は対象となるか。……………1
- Q4. 対象機器は、役員用や業務委託先の分も認められるか。……………1
- Q5. 通信回線（例：Wi-fi ルーター）の月額の利用料は対象となるか。……………1
- Q6. 外部講師による研修を複数回実施する予定であるが、講師謝金は1回あたり10万円を上限としてよいか。……………1
- Q7. 交付決定前に事業着手（機器の購入等）した分は補助対象か。……………1
- Q8. テレワークのため、クラウド環境の付加やオプション、ソフトウェア等の購入については対象となるか。……………1
- Q9. Web会議機器の購入費、工事費も対象となるのか。……………1
- Q10. テレワークを行うためのソフトウェアの開発費は対象か。……………1
- Q11. 3万円以上の高額なWebカメラについては備品購入費になるのか。……………1
- Q12. 十数回程度の研修をコンサルタントに依頼している。研修に要する謝金はすべて対象になるか。……………2
- Q13. タブレットは対象とあるが、月々の回線に係る料金は対象外か。……………2
- Q14. 保守料は対象となるか。……………2
- Q15. ビジネスフォンもテレワークという目的であれば対象となるか。また、ビジネスフォンの特性上、テレワーク従業員用以外の電話を変更しなければならない場合は、会社の電話も含めて対象となるか……………2
- Q16. ビジネスフォンについては、スマートフォンも含めて対象となるか。……………2
- Q17. セキュリティを有効にするためのライセンスが含まれている製品についても補助対象となるか。……………2
- Q18. 従業員が在宅でeラーニングを受講するための授業料は対象になるか。……………2
- Q19. 対象経費を税抜とする理由を教えてください。……………2
- Q20. テレワークのためのソフトウェアは補助対象となるか。例えば、クラウド型会計ソフト等。……………2
- Q21. 通信回線工事費について、どのような工事が補助対象となるか。また、会社の工事費と従業員の自宅の工事費の両方が対象となると考えてよいか。……………2
- Q22. インタラクティブホワイトボードの購入は補助対象となるか。……………2
- Q23. 情報共有のためのPCの購入は補助対象となるか。……………2
- Q24. デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する研修費用は補助対象となるか。……………2
- Q25. レンタル品は補助対象外とのことだが、レンタル品の設定費用は対象外か。また、計画ではレンタル品を含んだ計画を立てるが、補助対象品目にはレンタル品を含めずに申請するということが良いか。……………3
- Q26. 自宅勤務する際の光回線等のWi-Fi整備の費用、スマホの支給によるテザリングによる通信費も対象になるか。……………3
- Q27. スティックPCの購入は補助対象となるか。……………3
- Q28. 当社では、毎月同一の社会保険労務士に対して、1ヶ月あたり定額を支払い、さまざまな役務を提供いただいている。この度、テレワークに関する就業規則の改正等についてアドバイスいただいた場合、その定額分を補助対象とすることは可能か。……………3

## ○ 補助対象経費について

Q1. どのような機器が対象となるか。

A. パソコン、タブレット端末等、従業員がテレワークを行うための機器が対象となります。なお、レンタル、リース費用は対象外です。

Q2. プリンターの購入も対象となるか。

A. 従業員が在宅またはサテライトオフィス等でテレワークを行うために必要となる場合は、対象となります。

Q3. 本社と支社との間でテレビ会議システムの構築のための費用は、助成対象となるか。なお、支社はサテライトオフィスとして活用しているものではない。また、取引先とのウェブ会議に要する費用は対象となるか。

A. 対象外です。従業員が自宅やサテライトオフィスでテレワークを実施するために必要な経費とは認められないものは、助成対象とはなりません。事業所間の Web 会議システムの導入経費や顧客等が在宅でサービスを受けることができるようにするためのシステム等の導入経費などは、助成対象となりません。

※ 補足：在宅勤務や現場の管理等を行っている従業員と本社や取引先との間で Web 会議を行うための費用については対象となります。この場合は、本社に機器を整備するための費用についても対象経費に含まれます。

Q4. 対象機器は、役員用や業務委託先の分も認められるか。

A. 対象外です。従業員がテレワーク用通信機器等を購入するために必要な経費が助成対象となるため、役員や、業務委託先の方等自社の従業員ではない関係者が利用するための機器は対象となりません。

Q5. 通信回線（例：Wi-fi ルーター）の月額の利用料は対象となるか。

A. 対象外です。補助対象となる通信運搬費は、事業の実施に係る書類の宅配・郵送料等を想定しています。

Q6. 外部講師による研修を複数回実施する予定であるが、講師謝金は 1 回あたり 10 万円を上限としてよいか。

A. 講師 1 人あたり 10 万円が上限となります。なお、同一の講師により複数回の研修を行う場合は、複数回の研修をあわせて 1 回の研修とします。

Q7. 交付決定前に事業着手（機器の購入等）した分は補助対象か。

A. 令和 3 年 4 月 1 日以降に取組を行った経費であって、テレワーク導入推進計画書の内容に適した対象経費について補助の対象となります。※ 支出を確認できる書類が整っている場合に限りです。

Q8. テレワークのための、クラウド環境の付加やオプション、ソフトウェア等の購入については対象となるか。

A. Web 会議等テレワークを行うためのシステムに資するものに限り、月額、年額の利用料も対象です。ただし、令和 4 年 1 月末までに発生した費用かつ実績報告までに支払いが完了している費用に限りです。

年額の場合、事業開始～1月末の期間で按分した額が対象です（例：事業期間が 10 月 15 日～2 月 2 日で、年額 12,000 円(税別)の場合、10 月 15 日～1 月 31 日の 108 日/365 日で年額を按分した 3,550 円(少数点以下切り捨て)が対象）。

Q9. Web 会議機器の購入費、工事費も対象となるのか。

A. 対象です。

Q10. テレワークを行うためのソフトウェアの開発費は対象か。

A. 対象外です。

Q11. 3 万円以上の高額な Web カメラについては、備品購入費になるのか。

A. 備品購入費になります。

- Q12. 十数回程度の研修をコンサルタントに依頼している。研修に要する謝金はすべて対象になるのか。
- A. 謝金はあくまでも1人につき10万円が上限です。
- Q13. タブレットは対象とあるが、月々の回線に係る料金は対象となるか。
- A. 対象外です。
- Q14. 保守料は対象となるか。
- A. 対象外です。
- Q15. テレワーク目的であればビジネスフォンも対象となるか。また、ビジネスフォンの特性上、テレワーク従業員用以外の電話を変更しなければならない場合は、会社の電話も含めて対象となるか
- A. 対象となります。
- Q16. ビジネスフォンについては、スマートフォンも含めて対象となるか。
- A. 対象となります。
- Q17. セキュリティを有効にするためのライセンスが含まれている製品についても補助対象となるか。
- A. セキュリティの有効化に資する費用は対象となります。
- ※ 補足：リモートアクセス機能に付属した通信上のセキュリティについても、機器の運用に欠かせないものであれば対象となります。
- Q18. 従業員が在宅でeラーニングを受講するための授業料は対象になるか。
- A. 対象外です。eラーニングの授業料は、従業員がテレワークを行うために必要となる経費ではなく、テレワークの中で行う業務に係る費用となるため。
- Q19. 対象経費を税抜とする理由を教えてください。
- A. 税込みで補助をした場合、補助事業者が課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除した場合は当該補助事業者が仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになるため、税抜で補助を行います。
- Q20. テレワークのためのソフトウェアは補助対象となるか。例えば、クラウド型会計ソフト等。
- A. 購入型のソフトウェアについては、テレワーク実施に必要なものに限り対象となります。
- クラウドサービスについては、原則として対象外ですが、Web会議ツール等テレワーク実施に真に必要と判断されるものに限り対象となります。テレワークに不要と判断されるサービスや汎用性が高いと判断されるサービスは対象外となります。
- また、利用料が年額、月額で発生する場合は、Q8で述べたとおり、事業期間等に応じ按分した額が対象となります。
- Q21. 通信回線工事費について、どのような工事が補助対象となるか。また、通信回線工事費について、会社の工事費と従業員の自宅の工事費の両方が対象となると考えてよいか。
- A. 通信配線の工事費等が対象となります。
- 会社の工事費と自宅の工事費について、どちらも対象となりますが、会社と自宅をつなぐため等、テレワーク環境整備に必要最低限の工事に限ります。また、その場合の自宅については県内に限ります。
- Q22. インタラクティブホワイトボードの購入は補助対象となるか。
- A. テレワークのため（例えば、会社と従業員自宅間のコミュニケーションツールとしての使用等）必要であれば対象となります。
- Q23. 情報共有のためのPCの購入は補助対象となるか。
- A. 従業員がテレワークのため自宅等で会社等と情報共有する場合補助対象となります。会社内で使用する場合等は対象外です。

Q24. デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する研修費用は補助対象となるか。

A. テレワークに関する研修であれば対象となりますが、それ以外の内容であれば対象なりません。

Q25. レンタル品は補助対象外とのことだが、レンタル品の設定費用は対象外か。また、計画ではレンタル品を含んだ計画を立てるが、補助対象品目にはレンタル品を含めずに申請するということが良いか。

A. レンタル品の設定費用も、レンタル品の関係費用となり、補助対象外となります。申請については、お尋ねいただいたとおりで問題ありません。

Q26. 自宅勤務する際の光回線等の Wi-Fi 整備の費用、スマホの支給によるテザリングによる通信費も対象になりますか。

A. Wi-Fi ルーターの購入費は対象となりますが、通信費は対象外です。テザリングによる通信費も対象外です。

Q27. スティック PC の購入は補助対象となるか。

A. テレワークに用いる場合は、対象となります。

Q28. 当社では、毎月同一の社会保険労務士に対して、1ヶ月あたり定額を支払い、さまざまな役務を提供いただいている。この度、テレワークに関する就業規則の改正等についてアドバイスいただいた場合、その定額分を補助対象とすることは可能か。

A. テレワークに関する費用と明確に切り分けできない場合は対象外となります。（質問の場合、例を挙げれば、月々の定額の費用と別に、テレワーク就業の規則改正に係る分が別途発生するなどであれば、対象となります。）